

借金でお悩みの方へ

ローンやクレジットの支払い、家族の借金などのお悩みがある方は一人で悩まず、まずは相談してください。専門の相談員が丁寧に話を伺います。※必要に応じて弁護士を紹介します。

■相談方法 電話または面談（面談の場合は事前予約が必要です）

■相談料 無料

■問合せ・申込み 財務省関東財務局宇都宮財務事務所 ☎028-633-6221

○相談専用 028-633-6294（平日の午前8時30分～正午、午後1時～4時30分）



詳しくはこちら

福祉タクシー利用券の交付申請を受け付けます

令和7年度の「那須町福祉タクシー利用券」の交付申請を受け付けます。なお、令和6年度のタクシー利用券をお持ちの方には、申請書を2月中旬に郵送しますのでご確認ください。

▼交付対象者

- ① 重度心身障害者
- ・ 身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方
- ・ 療育手帳A1またはA2をお持ちの方
- ② 精神障害者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ③ 高齢者世帯
- ・ 満75歳以上のひとり世帯または75歳以上の方だけで世帯を構成している方（同敷地内に75歳未満の方が住んでいる方は対象外となります）

▼申請に必要なもの

- ① 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ② 高齢者世帯の場合は「75歳以上の高齢者のみの世帯」であることとの民生委員の証明
- ※新規申請の方のみ
- ▼申込み・問合せ 保健福祉課福祉係 ☎72・6917

2月は「猫の正しい飼い方推進月間」です

人と猫がともに快適な環境で暮らすために、猫の正しい飼い方、野良猫との正しい付き合い方に努めましょう。

▼猫の飼い主の皆さんへ

愛猫と幸せに暮らせるよう、猫の習性を理解し、ルールを守って猫を正しく飼いましょう。

※「栃木県猫の適正飼養ガイドライン」を参照してください。

▼野良猫への無責任なえさやりはやめましょう

かわいい、可哀想というだけの無責任なえさやりは、周囲への迷惑となるだけでなく、飼い主のいない猫をむやみに増やすことにつながります。無責任なえさやりはやめましょう。

▼問合せ

- 栃木県動物愛護指導センター ☎028・684・5458
- 町環境課環境衛生係 ☎72・6916



猫の適正飼養ガイドライン

鳥獣対策のすすめ No.4

アライグマについて

『アライグマ』はペットや動物園での展示のために北米等から輸入されましたが、力の強さや気性の荒さから、捨てられたり、逃げられたりし、野生化して日本各地で繁殖しています。

▼アライグマの特徴と生態

体の特徴は、目の周辺が黒く覆われ、ひげは白色、また尻尾はしま模様になっています。

生態は夜行性で、夜間を中心に活動します。雑食性のため農作物以外にさまざまな生き物を食べます。生息環境として水辺を好み、カエルやエビなどを食べます。4月中旬が出産のピークで1度に3〜5頭の子どもを産み、子どもは、冬の時期まで母親と行動します。

▼被害の特徴

○ 農作物被害 木登りが得意で木に実っているカキやブドウなどさまざまな農作物が被害の対象となります。

○ 生活被害

家屋や神社仏閣などの屋根裏、壁の隙間、床下などに住み着くことで糞尿被害や破壊行為等の被害が報告されています。また、アライグマ回虫病や狂犬病などの感染症を持っていることがあり、噛まれると感

染する危険があります。

▼対策方法

○ 餌場をなくす 食べ残しの適切な処理や放置果樹の伐採、柵の設置など、食べものを与えないようにしましょう。

○ すみかをなくす 家屋に住み着いてしまった場合、中にいるアライグマを出し、侵入経路をふさぎましょう。

○ 捕獲する 『鳥獣捕獲許可申請書』を役場へ提出し、役場で貸し出しを行っている箱ワナなどを使用し、捕獲しましょう。

※那須町では、捕獲した鳥獣は捕獲した方で止め刺しを行い、自身の所有する敷地内に埋葬するなど処理をお願いします。

▼ 問合せ 農林振興課畜産係 ☎72・6911

